

第2次熊本市行政区画等審議会第1回検討部会

日時：平成31年1月11日（金）9：10～

場所：帯山西地域コミュニティセンター

会 議 次 第

1 開会

2 要望者ヒアリング

- (1) 保田窪2丁目2番の行政区変更の要望について（説明）
- (2) 質疑応答

3 審議

- (1) 保田窪2丁目2番の行政区変更に関する検討

4 その他

5 閉 会

熊本市行政区画等審議会 検討部会委員

氏 名	所 属 等
あいとう きぬよ 相藤 絹代	熊本大学・熊本学園大学非常勤講師
いしはら すみお 石原 純生	熊本市社会福祉協議会常務理事
さわだ みちお 澤田 道夫	熊本県立大学総合管理学部准教授
なにざき じゅんいち 谷崎 淳一	熊本商工会議所専務理事
よしみ まさひろ 吉見 仁宏	森高・吉見法律事務所弁護士

(五十音順 敬称略)

以上 5 名

第2次熊本市行政区画等審議会 第1回検討部会

会 議 資 料 (調査結果)

地域政策課

日時 平成31年1月11日(金) 9時10分～

場所 帯山西地域コミュニティセンター

1. 要望書に記載されている市民生活への支障の概要

要望 No.	要望書記載の行政区変更の理由・根拠の要旨	市としての考え方 (要旨。詳細は各資料に記載)	資料	要望 書 段 落
指定都市移行時に関すること				
1	大きな産業道路で分断されているのになぜ東区なのか。	当該地区は、指定都市移行時に行政区を編成した際の基準に基づき、行政区を編成している。	1	①
2	政令都市移行時の区割りの際、緩衝区の通学人数を把握していない。緩衝区の通学状況を考慮すべきだった。		参 考 資 料 1	③
自治会に関すること				
3	昭和 55 年の帯山西小開校以来、通学、自治会とも帯山西校区として活動している。	保田窪 2 丁目 2 番は左記のとおり。なお、1 番、3 番（20 号～35 号）は、校区は西原小（緩衝区・帯山西小）、自治会活動は、1 番の一部と 3 番の 1 件が帯山西校区第 1 町内自治会として活動中。	2 3 参 考 資 料 2	②
4	外灯の電球交換を町内会事務局に申し入れたところ、西原校区ということで対応してもらえなかった。	該当の防犯灯は西原校区第 1 町内が設置しており、電球の交換は西原校区第 1 町内で対応。今後は帯山西校区第 1 町内自治会へ所有権や維持管理の移管を検討したいとのこと。	4	⑮
避難所・投票所に関すること				
5	水害の非難マップ（ハザードマップ）はむしろ不便と危険性が高まる地域へ避難指示が掲載されている	現在、災害時に住民が避難するにあたり、居住する校区、町内、街区等による避難所等の振り分けや指定、制限は設けていない（まずは被災場所から近い避難場所へ避難するのが原則）。併せて、地域の住民が避難所等の運営にあたる際にも、居住エリアによる受け入れの制限、拒否等をしないよう、校区防災連絡会等を通じ指導・依頼している。 （避難所、投票所までの距離：「西原小学校」677.37m「帯山西小学校」573.02m）	5	④
6	帯山西小学校に避難した際に「東区」と記載したが肩身が狭く感じた。		⑦	
7	選挙の投票所が、産業道路を渡った遠方の西原小学校である。		⑤	
区役所の手続に関すること				
8	東区役所へのアクセスが悪い。高齢になって車を手放したら困る。対策も見えない。	区役所を含め、市の施設までの距離やアクセスが全ての地域で同一というのは難しいことから、本市では市民の利便性を鑑み、一部を除き居住区に限らずどの区役所でも手続きができるようになっている。	6	⑪

9	主任児童委員宛の市の郵便物のラベルが「東区保田窪」ではなく「中央区保田窪」と誤っていた。(解消済み)	住所を一部手入力したため誤入力したものの。現在は「東区保田窪」で郵送している。		⑧
10	介護保険に関して、病院で東区役所を案内される。(正確には後期高齢者医療制度)	介護保険のサービスや後期高齢者医療制度に関して、居住区以外のどの区役所でも申請や問い合わせに対応している。	7	⑩
選挙に関すること				
11	選挙で、住民の希望を実現してくれる候補者を選べない	現行の選挙のルールの中では、お住まいの区の候補者に対し投票することは可能と考える。		⑥
その他、市民や企業、団体等の認識に関すること				
12	中央区の病院を受診した際、受診拒否のような文言で、東区の受診を勧められた。	保田窪 2 丁目が隣接区にまたがる町名であることを認識していない企業等の事例と思慮する。郵便番号と代表的な宅急便のホームページでは、保田窪 2 丁目は中央区、東区とも検索可能であった。なお、市内に隣接区にまたがる町名は計 19 か所ある。	参 考 資 料 3, 4	⑨
13	他県の方には事情を理解していただかず、ネット通販、宅配便などで「東区保田窪」はコンピュータでヒットしないと言われ、受付を拒否された。			⑬
14	東区の電話帳に掲載されているが、一般の人は保田窪 2 丁目を中央区と認識しているため見つからない。			⑫
15	近所の弁当屋が、政令指定都市移行前は配達していたのに、東区となってからは管轄外扱いで配達不可となった。			⑭

2. 各委員からの調査要望事項

No.	調査要望	備考	資料
客観的データに基づくもの			
1	保田窪 2 丁目 2 番に関する事実経過のまとめ	別添資料のとおり	8
2	保田窪 2 丁目 2 番街住民と周辺の地域住民の居住歴、年齢構成	2 番街区の住民は、98パーセントが1996（平成8）年以降の居住。	9
3	地形図及び上空からの写真		10
行政事務に関すること			
4	市役所として、当該地区の区を変更しなければ支障が出ていること及び支障が今後出てくると思われること	別添資料のとおり 詳細は当日ヒアリング	11 参 考 資 料 5 ～ 12
市民生活に関すること			
5	実際住民の方々が区を変更しなければならない程困っていること	要望書及び当日のヒアリング	

指定都市移行時の行政区画の編成

第 1 次熊本市行政区画等審議会答申書（平成 22 年 4 月 13 日 行政区画の編成及び区役所の位置）において、本市が指定都市移行時に行政区画を編成した際の基準が示されている。

行政区画の編成時の基本的な考え方

① 人口規模

区の人口規模は、10 万人から 15 万人程度が一つの目安

観点：行政効率や財政負担、きめ細かな行政サービスの提供
：地域の特性を生かした区単位のまちづくり

② 面積規模及び地形・地物

区の面積規模は、区役所までの時間・距離に配慮するが、他の基準との関係で必要がある場合は考慮

区の境界は河川・道路等の明確な地形・地物を考慮

観点：地域の歴史的な形成
：市民の利便性、一体感の醸成

③ 地域コミュニティ及び通学区域

現存の地域コミュニティは、可能な限り分断しない

- ① 自治会・区長会の組織については、分断しないよう配慮する
- ② 公民館の所管区域は大幅な再編成を必要としないものとする
- ③ 小学校の通学区域については、分断をしない
- ④ 中学校の通学区域についてはなるべく配慮する

観点：区における住民自治を尊重

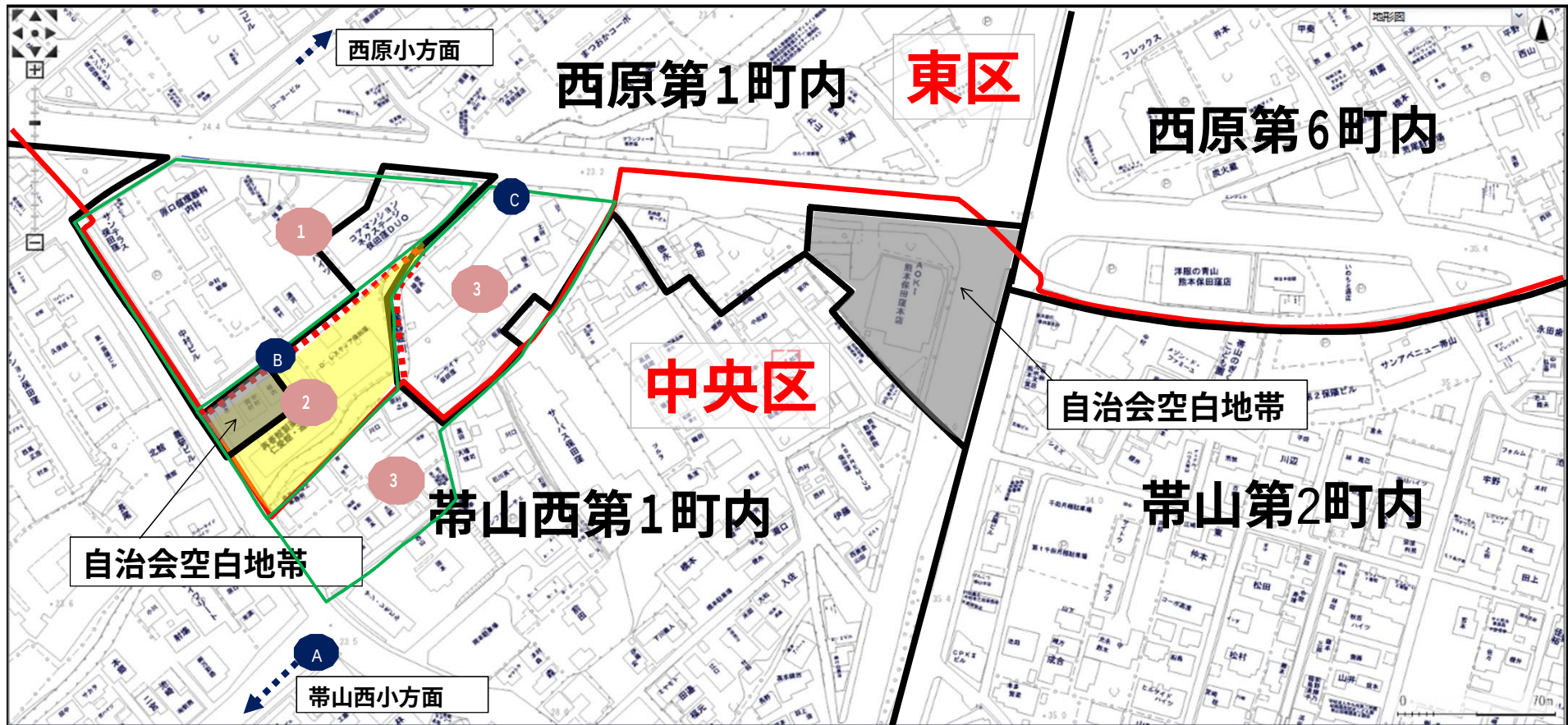
④ 公共機関の所管区域及び選挙区（国）

国・県等の公共機関（法務局、税務署、警察、郵便局等）の所管区域とできる限り整合性を確保

国会議員の選挙区については、一定の考慮

観点：市民の利便性や行政の効率性

保田窪二丁目1番街区・2番街区・3番街区

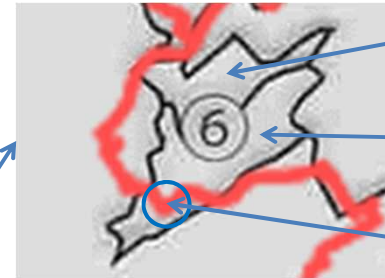
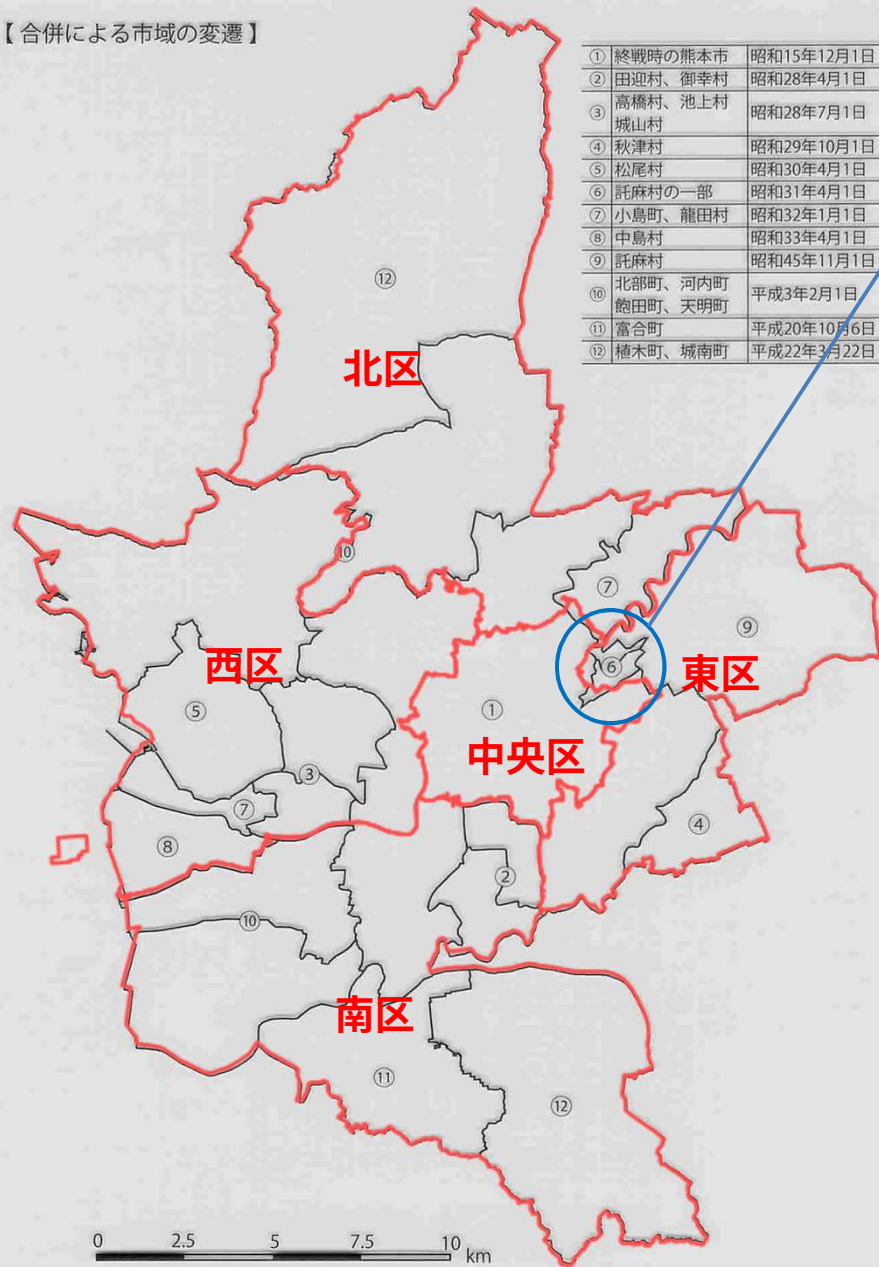


※自治会の境界線については、平成29年の自治会長への聞き取りに基づき作成。
現在は変更されている可能性があります。

凡例

- | | | | |
|---|------------|--|------------|
| — | 現在の区の境界線 | — | 自治会の境界線 |
| — | 街区境界線 | | 保田窪二丁目2番街区 |
| ⋯ | 変更要望の区の境界線 | ● | 視察ポイント |
| ● | 街区 | | |

【合併による市域の変遷】



合併時の新南部

合併時の保田窪

現在の保田窪2丁目1番、2番、3番街区周辺

●昭和31年4月合併時の保田窪は、現在の中央区の一部（帯山西校区の一部）も範囲に入っているため、「旧保田窪」の住民は合併後も保田窪への帰属意識が強かったのではないかと。

●昭和51年頃に産業道路が開通し、西原小学校通学区域が分断された後においても、保田窪2丁目1番街区、2番街区、3番街区の住民は「旧保田窪」へ帰属意識が強く、西原校区第1町内自治会に加入していた。（西原校区第1町内自治会長）

●保田窪2丁目2番街区は昭和54年帯山西小学校建設当初から帯山西校区第1町内自治会に加入している。（保田窪2丁目2番街区代表）

●現在、保田窪2丁目1番街区のコアマンションのみが帯山西校区第1町内自治会に加入している（時期不明）。それ以外の1番街区と3番街区の住民からは帯山西校区第1町内自治会に移行したいという話は聞いていない。（西原校区第1町内自治会長）

●現在でも、「旧保田窪」の繋がりとして、西原校区第1町内・第6町内、帯山西校区第1町内はグランドゴルフなどの交流事業を続けている。（西原校区第1町内自治会長）

地図凡例

黒線・・・『熊本都市形成史図集-戦後編-』から合併による市域の変遷

赤線・・・『熊本市GISシステム』から現在の行政区画線

街灯の電球切り替え（対応方法のルール）について

防犯灯は各自治会が設置し、設置した自治会が球替えや料金支払いの維持管理を行っている。

西原校区第1町内自治会長への聞き取りによると、該当する防犯灯は西原校区第1町内が設置した防犯灯で、電球の交換は西原校区第1町内で対応しており、今年度LEDへの取替を実施したとのこと。また、設置場所が帯山西校区第1町内自治会の区域であることから、今後、防犯灯の所有権と維持管理を帯山西校区第1町内自治会に移管できないかと考えているとのこと。

1番街区と2番街区の間の道路を照らす防犯灯



災害発生時の住民の避難経路について

当該街区周辺の避難所等（熊本市が指定している指定緊急避難場所・指定避難所）の位置及び直線距離（概算）は別図のとおり。

なお、大規模災害時などに活用する可能性がある他の施設（地域公民館・公園・民間施設など）については、校区単位（自治協議会・校区防災連絡会）や町内単位（自治会・自主防災クラブ）で事前に把握している。

また熊本市では、災害時に住民が避難するにあたり、居住する校区、町内、街区等による避難所等の振り分けや指定、制限は設けていない（まずは被災場所から近い避難場所へ避難するのが原則）。

併せて、地域の住民が避難所等の運営にあたる際にも、居住エリアによる受け入れの制限、拒否等をしないよう、校区防災連絡会等を通じ指導・依頼している。

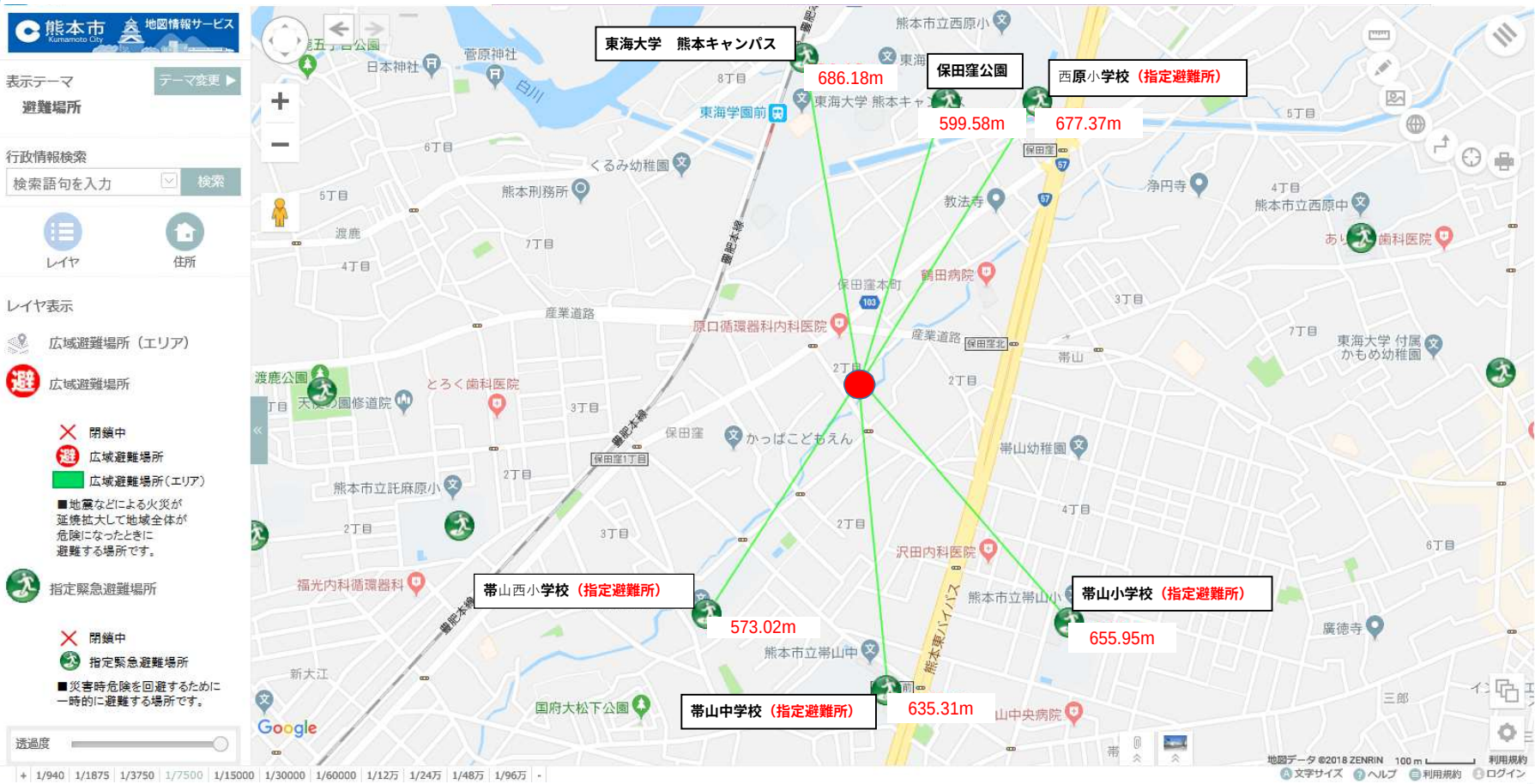
参考

【校区防災連絡会の設立について】

以下の2校区（小学校区）では、校区団体（自治協議会等）を基盤とした校区防災連絡会を設立しており、地域の主体のもと、住民・施設（学校）・行政が連携した避難所運営の体制づくり及び校区の防災体制の強化のための取り組みを進めているところ。

- ◇ 帯山西校区（2018年5月設立） 市指定避難所：帯山西小学校・帯山中学校
- ◇ 西原校区（2018年4月設立） 市指定避難所：西原小学校・西原中学校

保田窪2丁目2番街区 周辺の避難場所



中央区役所、東区役所までの距離

保田窪 2 丁目 2 番街区から中央区役所と東区役所までの地図上の直線距離の差はわずかである（中央区役所 3.5km、東区役所 3.7km）が、交通機関により移動時間は異なる。



（参考）交通機関による移動時間

※インターネットルート検索ツールによる調査（1月4日10：00出発設定）

◆東区役所

○バス 44分から50分

- ・保田窪本町～北窪～秋津新町（バス31分）、徒歩計13分、合計44分
- ・保田窪四つ角または保田窪2丁目～九品寺交差点～秋津新町（バス40分）、徒歩計10分、合計50分

○自動車 18分から22分

◆中央区役所

○バス 24分

- ・保田窪四つ角または保田窪2丁目～市役所前・日本郵政横（バス18分）、徒歩計6分、合計24分

○自動車 10分から24分

◆託麻まちづくりセンター（託麻総合出張所）

○バス 21分

- ・保田窪1丁目～託麻まちづくりセンター前（バス17分）、徒歩計4分、合計21分

○自動車 12分から16分

介護保険、医療制度等の区役所での手続きについて

要望書に記載されている、介護保険等の手続きの概要は以下のとおり。

（要望書の事例は、実際は後期高齢者医療制度の高額医療費払い戻しの件）

介護保険の認定申請の流れ
・申請は居住区以外のどの区（区役所、総合出張所）でも受け付け可能。 ・申請後、訪問調査と審査がある。訪問調査と審査は、身体が存在する区の福祉課が行う。 （例えば、東区に住所のある住民が、中央区の病院に入院しているときは、中央区の福祉課が実施する。この住民が東区役所福祉課に申請書を提出した場合は、中央区の福祉課に申請書を転送する。） ・認定の通知は、審査を行った区の福祉課からされる。その際、居住エリアの高齢者支援センター（ささえりあ）の利用案内（※）が同封されている。利用者は、介護保険サービスの利用にあたり、ささえりあの支援を受けるなどし、ケアマネージャーにプラン作成を依頼する。 ・介護保険のサービス利用開始後は、認定更新や高額介護サービス費等の通知は、介護保険制度の所管課である、高齢介護福祉課（本庁）から送付される。（問い合わせ先や書類の返送先として各区の福祉課を記載） ※認定結果において、非該当の場合は、結果の通知のみ。要支援1～2は、 熊本市地域包括支援センター一覧（全区掲載）、要介護1～5は、居宅介護支援の全事業所が掲載されたものを添付する。
後期高齢者医療制度の医療費が自己負担限度額を超えた場合の高額療養費払い戻し
・後期高齢者医療制度に関する申請等の手続きは、居住区以外のどの区（区役所、総合出張所）でも受け付け可能。 ・各区で受け付けた書類は、事例によっては国保年金課（本庁）を経由するものもあるが、基本的には直接熊本県後期高齢者医療広域連合に送付され、手続きされる。 ・実際の申請手続きは、振込口座の登録になる。振込口座を一度ご登録いただくと、あとは、自己負担限度額を超えた場合、月ごとに自動的に振り込まれることになる。振込は、熊本県後期高齢者医療広域連合の審査等を経るため、約3ヵ月後になる。

（参考）

申請等の手続きが居住区以外のどの区でも受け付け可能であることは、熊本市ホームページで周知。

保田窪 2 丁目の緩衝地区設定の経緯

昭和 41 年 4 月

西原小学校開校

- ・ 託麻原小学校通学区域と帶山小学校通学区域の一部から分離し、西原小学校通学区域を編成。
- ・ 保田窪 2 丁目 1 番・2 番・3 番 20～35 号は、西原小通学区域。

昭和 51 年頃

産業道路開通

- ・ 道路開通により西原小学校通学区域が分断。

昭和 54 年 4 月

帶山西小学校開校

- ・ 帶山小学校の大規模化に伴い分離し、帶山小学校通学区域を分離した地区を帶山西小学校通学区域とした。その際、隣接の産業道路で分断している西原小学校通学区域は現状のままとなった。

昭和 55 年 4 月

- ・ 当該地区より通学区域の変更要望を受け、帶山西小への緩衝地区を設定。

(参考)

当該地区の児童の通学状況 41 人中 41 人帶山西小へ通学 西原小への通学なし。

生徒の通学状況 10 人中 10 人帶山中へ通学 西原中への通学なし。

自治会については、西原校区自治会及び帶山西校区自治会が混在。

保田窪 2 丁目 2 番の通学区域変更要望に係る経緯

平成 23 年 10 月 28 日

- ・ 保田窪 2 丁目 2 番の全 43 世帯より通学区域変更の要望書提出。(西原小→帶山西小・西原中→帶山中)

平成 23 年 11 月 1 日～17 日

- ・ 西原 1 町内会長(西原校区自治協議会長)、帶山西 1 町内会長、西原 1 町内役員会、帶山西校区自治協議会会長へそれぞれ説明し、承認を得る。

平成 24 年 1 月 13 日

- ・ 帶山西小・西原小・帶山中・西原中の各学校長へ説明し、承認を得る。また、学校長から PTA 会長への説明を依頼。

平成 24 年 2 月

- ・ 各小中学校・PTA から通学区域の変更については了承の連絡を受ける。

平成 24 年 3 月 12 日

- ・ 通学区域変更に係る地域説明会を開催

平成 24 年 3 月

- ・ 教育委員会会議へ議案提出

平成 24 年 4 月 1 日

- ・小中学校の通学区域が変更となった。併せて緩衝地区が廃止。

保田窪 2 丁目 2 番の行政区の変更要望に係る経緯

平成 22 年 5 月

- ・「行政区画の編成及び区役所の位置」について、熊本市の方針決定

平成 24 年 4 月 1 日

- ・政令指定都市移行

平成 25 年 12 月

- ・自民党高本議員一般質問で該当街区に関する区割りの変更についての質問有り

平成 26 年 3 月 15 日

- ・住民意見交換会

平成 29 年 2 月 13 日

- ・熊本市行政区画等審議会
「行政区の変更について」熊本市より諮問

平成 30 年 2 月 14 日

- ・熊本市行政区画等審議会答申

平成 30 年 3 月 28 日

- ・住民代表者への答申内容説明

平成 30 年 7 月 10 日

- ・住民説明会

平成 30 年 8 月

- ・隣接する町内自治会等へ地域政策課から答申内容説明

平成 30 年 9 月 26 日

- ・保田窪 2 丁目 2 番より、要望書提出

東区保田窪 2 丁目 街区別年齢構成（平成30年12月時点）

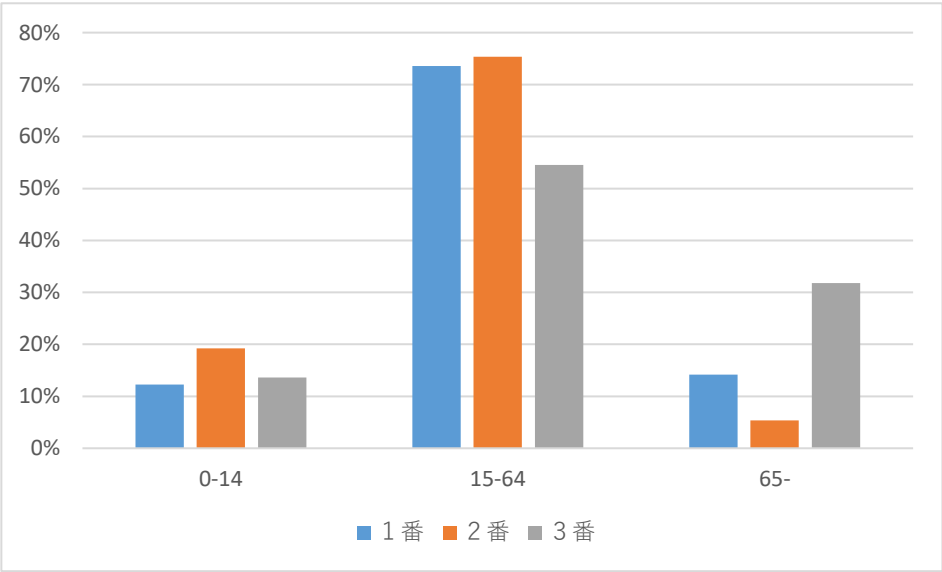
街区別年齢構成

	東区保田窪 2 丁目			
年代（歳）	1 番	2 番	3 番	合計
0-14	26	25	3	54
15-64	156	98	12	266
65-	30	7	7	44
	212	130	22	364

（単位：人）

街区別年齢構成（割合）

	東区保田窪 2 丁目		
年代（歳）	1 番	2 番	3 番
0-14	12.3%	19.2%	13.6%
15-64	73.6%	75.4%	54.5%
65-	14.2%	5.4%	31.8%
	100.0%	100.0%	100.0%



● 2 番街区は15歳から64歳の生産年齢人口の割合が比較的高く、3番街区は高齢者層の割合が高い。

東区保田窪 2 丁目 街区別居住年数

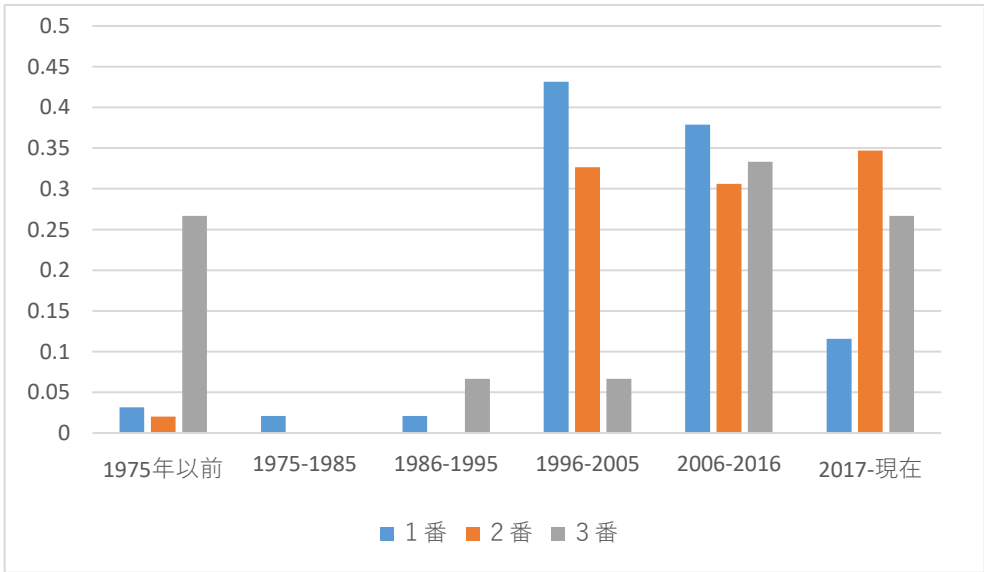
街区別居住開始年数

	東区保田窪 2 丁目			
居住開始年	1 番	2 番	3 番	総計
1975年以前	3	1	4	8
1975-1985	2			2
1986-1995	2		1	3
1996-2005	41	16	1	58
2006-2016	36	15	5	56
2017-現在	11	17	4	32
総計	95	49	15	159

(単位：世帯)

街区別居住開始年数（割合）

	東区保田窪 2 丁目		
	1 番	2 番	3 番
1975年以前	3.2%	2.0%	26.7%
1975-1985	2.1%	0.0%	0.0%
1986-1995	2.1%	0.0%	6.7%
1996-2005	43.2%	32.7%	6.7%
2006-2016	37.9%	30.6%	33.3%
2017-現在	11.6%	34.7%	26.7%
総計	100.0%	100.0%	100.0%

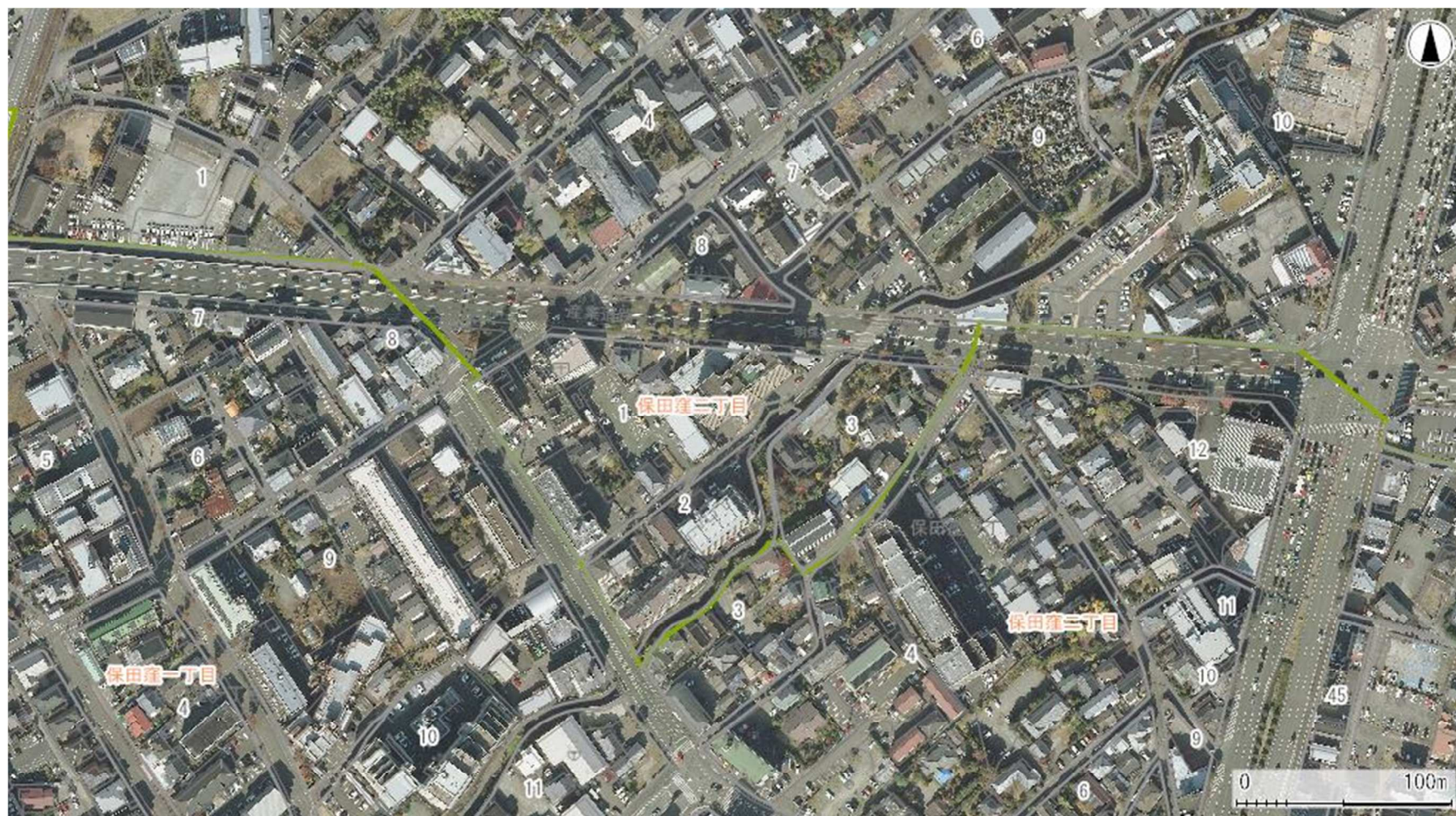


- 2 番街区の住民は、98パーセントが1996（平成8）年以降の居住。
- 2 番街区の社員寮の世帯の多くが、2015（平成27）年以降の居住

保田窪2丁目付近 地形図



保田窪 2 丁目付近 航空写真



行政事務に関する調査

1. 行政区を跨る通学区域（校区）における所管事務への影響調査

事業または事務の名称	行政区を跨る校区における事務への影響	対応など
生活保護業務	区毎に福祉事務所が設置され、学校区に関わらず、住所地で実施責任があり、住所地の福祉事務所において生活保護を適用している。	・実施責任上、住所地所管の福祉事務所で保護を適用するしかなく、民生委員に説明の上、連携を図っている。 ・民生委員から行政区の変更ができないのかと問われることがある。
1歳半・3歳児健診	(壺川校区は、北区と中央区また帯山西は、東区と中央区に跨っている。)	・健診は基本的に校区を所管する区役所から通知文を送付し、当該区役所の健診会場で受診を推奨している。 - 保護者の都合等での健診会場の変更は行っているため、問題はない。
相談業務	保健師が担当する校区で障がいの補助等の相談を受けることがある。	・相談の際に、市民の方へは審査等の所管区が異なることを説明する。(相談・申請はどの区でも可能。調査・審査は住所表記の区役所所管となる。)
選挙事務	投票区は住所上の行政区となっており、東区(保田窪二丁目2番)である。	住所上の行政区となっており、特に問題はない。
介護保険認定事務 地域包括ケア業務	地域包括支援センター(ささえりあ)の管轄区域は小学校単位だが、介護保険の認定は住所上の各区役所の所管であるため、行政区を跨った調整や対応が必要となる。	・介護保険の申請等受付は所管区役所以外でも可能でなので、サービスを受ける市民の方は特に問題はない。 ・ただし、認定に係る調査や聞き取りは、所管区役所(福祉課)が行うため、ささえりあは両方の区役所と連絡調整等が必要。 ・また、地域包括ケアの推進に向けたまちづくりにおいて、他の区にお住まいの民生委員との調整が必要であり、当該地域のまちづくりに関する要望や意見が出た場合、所管区役所への連絡調整が必要。 ・高齢や障がい、子育てといった複合的支援が必要な世帯への対応においては、所管区役所(福祉課・保健子ども課)との連携が必要。 ・利用者から、「なぜA区に住んでいるのに、B区の包括なのか？」と疑問に思われる声があるため、説明を行っている。